

告 示

埼玉県告示第千三百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―二四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下高萩新田字堀添六番一外十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百四十六・四九立方メートル

浸透効果量 〇・一〇二四立方メートル毎秒